第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの 実施について

> 平成20年12月16日へ 閣 議 了 解

政府は、従来、インドシナ難民及び難民条約上の難民として認定された者について、その定住支援策を講じてきたところであるが、国連難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)は、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させる第三国定住による難民の受入れな各国に推奨しているところである。第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。このような国際的動向を踏まえつつ、我が国においても、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、次の措置を採るものとする。

1 第三国定住による難民の受入れ

- (1)関係行政機関は、相互に協力し、我が国における第三国定住による難民の受入れについて、平成22年度からパイロットケースとしての受入れを開始することとする。
- (2)関係行政機関は、相互に協力し、(1)により受け入れる難民 (以下「第三国定住難民」という。)の我が国への定着状況等につ いて調査及び検証を行い、その結果を踏まえ、以後の受入れ体制等 について検討することとする。

2 第三国定住難民に対する定住許可条件

平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れに当たっては、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、次のいずれにも該当するものについて、定住を目的とする入国の許可をすることができるものとする。

- (1) UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してそ の保護を推薦する者
- (2) 日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職 に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子
- 3 第三国定住難民に対する定住の支援
- (1) 平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れにおいて、関係行政機関は、相互に協力し、第三国定住難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
- (2) 各行政機関は、第三国定住難民の就労先の確保に努力するものとする。
- (3)政府機関及び地方公共団体についても、上記(2)と同様の努力をするよう求めるものとする。

4 必要な対応の検討

第三国定住難民をめぐる諸問題については、平成14年8月7日付け閣議了解により設置された難民対策連絡調整会議において、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討することとする。